

平成20年5月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成20年5月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成20年5月8日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第2号 平成20年度市川市幼児教育振興審議会への諮問について
 - 議案第3号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第4号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について
 - 議案第5号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
 - 議案第6号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
 - 議案第7号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 議案第8号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
 - 8 その他
 - (1) 平成20年度市川市奨学生の決定について
 - (2) 「こころの劇場」について
 - (3) 全国学力・学習状況調査について
 - (4) 学校給食申込書の回収状況について
 - 9 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第2号 平成20年度市川市幼児教育振興審議会への諮問について
 - 議案第3号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第4号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について
 - 議案第5号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
 - 議案第6号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
 - 議案第7号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 議案第8号 市川市博物館協議会委員の委嘱について

2 その他

- (1) 平成20年度市川市奨学生の決定について
- (2) 「こころの劇場」について
- (3) 全国学力・学習状況調査について
- (4) 学校給食申込書の回収状況について

5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

6 欠席委員 なし

7 出席職員、職・氏名

| | | | |
|----------|-------|----------|--------|
| 教育次長 | 松永 潤 | 教育総務部長 | 小川 隆啓 |
| 教育総務部次長 | 栗原 久則 | 学校教育部長 | 田中 庸惠 |
| 生涯学習部長 | 田口 修 | 生涯学習部次長 | 浮ヶ谷 隆一 |
| 教育政策課長 | 青木 一雄 | 就学支援課長 | 松本 辰夫 |
| 教育施設課長 | 渡邊 静男 | 義務教育課長 | 古山 弘志 |
| 指導課長 | 高橋 邦夫 | 保健体育課長 | 西川 裕二郎 |
| 教育センター所長 | 伊東 秀樹 | 生涯学習振興課長 | 齋藤 忠昭 |
| 地域教育課長 | 浅岡 裕 | 青少年育成課長 | 曾根 洋次郎 |
| 公民館センター長 | 堀切 公雄 | 中央図書館長 | 露木 芳輝 |
| 考古博物館長 | 石毛 一成 | 自然博物館長 | 西 博孝 |

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課 主 幹 大嶋 章一
副主幹 谷内 弘美

○ **五十嵐委員長**

ただいまより、平成 20 年 5 月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、この定例会の会期は、本日 1 日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行したいと思います。会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 39 条の規定により、会議録署名委員に委員長、吉岡委員、宇田川委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第 2 号 平成 20 年度市川市幼児教育振興審議会への諮問についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **就学支援課長**

資料は 1 ページと 2 ページとなります。本市の公立幼稚園の保育料は、予算科目としましては使用料になります。この使用料は、事務を提供する体制の状況、事務の執行及び施設の維持管理等に要する費用の状況、社会経済の情勢等を勘案し、おおむね 3 年ごとに見直すこととなっており、また、昨年の 12 月議会の本会議の中で、公立幼稚園の保育料については 20 年度の幼児教育振興審議会に諮りたいとも答弁しておりますし、幼児教育振興審議会委員の意見を聞く必要がございますので、この諮問を提案するために議決を求めるものでございます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

現在の額は、いくらでしたか。

○ **就学支援課長**

1 万円となっております。

○ **五十嵐委員長**

ここで現状維持ということも可能なわけですか。

○ **就学支援課長**

諮問の答申をいただく予定ですが、それは、上がるか、下がるか、あるいは現状維持か、3 通りあると考えています。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第 2 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。この議案とは関係ないのですが、例えば公立幼稚園に入りたくて入れない待機園児は、現在どのくらいいらっしゃるのですか。

○ **就学支援課長**

今、塩焼保育園に4人です。

○ **五十嵐委員長**

次に、議案第3号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **義務教育課長**

提案理由でございますが、本議案は、学校教育法施行規則の一部が改正されたことに伴い、学校評価及び情報提供に関する規定が新たに整備されましたことから、同法に關係する市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則において、同法の規定を引用している条文を整備する必要が生じたため、この規則を制定するものでございます。今回の改正では、学校評価についての規定が新設され、学校は学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めること。また、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することとされました。そのために、市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を次のように改正するものでございます。資料の3ページから5ページとなります。なお、新旧対照表が6ページ及び7ページにございますので、あわせてご覧ください。まず、1点目は、目次中「第3章 教育課程（第10条―第13条）」を「第3章 教育課程（第10条―第13条） 第3章の2 学校評価（第13条の2―第13条の4）」に改める。2点目に、第3章の次に以下の1章を新たに加える。「第3章の2 学校評価（自己評価） 第13条の2 学校（特別支援学校の高等部を除く。以下この章において同じ。）は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。第2項 前項の規定による評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

（学校関係者による評価） 第13条の3 学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。（評価結果の報告） 第13条の4 学校は、第13条の2第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。」以上でございます。また、今回の改正に伴い、市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則にて引用している条文番号をそれぞれ読みかえるものでございます。1点目に、第19条第2項中「第48条（第55条及び第73条の16第1項）」を「第63条（第79条及び第135条第1項）」に改める。2点目に、第20条の2第1項中「第24条の2又は第54条」を「第51条又は第73条」に改める。3点目に、第47条中「第15条第1項」を「第28条第1項」に改める。さら

に、その他といたしまして、組織編成報告書の第9号様式の区分の一部等について、実際に使用している名称に改めるものでございます。1点目は、様式第9号中のその他の教員の区分における「特別支援学級増置教員」を「特別支援教育増置教員」に、「統合増置教員」を「統合加配教員」に、「生徒指導担当教員」を「生徒指導加配教員」に改める。2点目は、様式第9号中の枠外教職員の区分における「派遣職員〔日・独〕」を「派遣職員〔日・協〕」に改めるものでございます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

学校評価が新しく加わったことで、委員会として学校から報告の上だったものを整理して、この委員会の中での組織とか、学校評価に対しての組織を組み立てるとか、組織を編成する予定はあるのですか。

○ **義務教育課長**

学校現場から昨年度5校、今年度は10校を研究推進校の形で指定しまして、そこがパイロットスクールの的に学校評価についての市川市としての研究を進めていって、それを全校に広げていく中で、今、委員長からありましたように結果の報告を求めて、それを本課だけではなくて教育委員会の関係各課でまとめる中で、教育行政として評価をどう生かしていくかということを協議しながら、実際の施策に反映させていこうという考えを持って、今年度は文科省の学校評価に係る指定を受けて、進めていく予定でございます。

○ **五十嵐委員長**

報告が義務づけられれば、それに対しての対応をしていかないと片手落ちになってしまいます。報告をお願いいたします。

○ **吉岡委員**

これは市川でモデル事業として、2年間5校で行なったわけですね。

○ **義務教育課長**

実際にモデルとして受けるのは今年度からで、昨年度は自主的な学校評価の研究として、学校評価をどう進めたらいいのかという研究という形で、5校をお願いして試行的な評価の研究を行いました。

○ **吉岡委員**

学校評価をすることによって、文科省はどういうことを期待しているのですか。

○ **義務教育課長**

学校運営の改善を図るためにというのが一番大きな目的ととらえておりますけれども、各学校が自分の学校の自己評価と学校関係者による評価とを行う中で、それを翌年度の学校運営に反映させて、具体的に改善を図っていくという形を考えております。

○ **宇田川委員**

評価のマニュアルは文科省では標準的なものが出ているのですか。それと、

市川市ではテスト的に5校やってきたというのは、独自のマニュアルを市川市で考えて評価方法をつくってやっているのかを教えていただきたいと思えます。

○ **義務教育課長**

自己評価であれば、従前から各学校でそれぞれ考えた評価項目がございまして、それを共通のものにできるもの、学校独自のものはどんなものかという形でとらえて、全く同じ評価項目という形ではございませんけれども、年に数回の話し合いの中で、それぞれの評価項目をさらにすり合わせて、接近できるものは接近させて、標準的なものとして5校を各校に紹介しているという形です。学校関係者の評価も全く新しい部分がございますので、そこもどんな評価項目がいかを各学校で研究、話し合いをしたものを、近づけられるものは近づけて、市川市としてこういう評価項目がございましてという形で紹介する。去年はそういう形で進めました。

○ **宇田川委員**

それはなるべく各校が、市川市はこういうことを評価の項目として、標準的にはこういうものですよというのは、大体まとまってきたはいるのですか。

○ **義務教育課長**

なかなか難しい部分もございまして、いろいろな議論があつて、できれば全く同じような評価項目でもいいのではないかという意見もありましたし、そこまでは無理だろうから、共通の評価項目を少なくとも何項目か必ず入れるようにしたらどうだろうかとか、という中で、幾つか共通の評価項目、観点を入れまして、市川市の5つのキーワードに関連づけてやれないだろうかということで、去年はまとめております。

○ **井関委員**

項目は、普通は各学校共通のもの、3分の1はそれぞれ学校が独自の項目を入れるというスタイルをとればいいですね。慶應大学の湘南藤沢キャンパスで事業評価、自己評価を日本で始めて行なったのは私ですから、学校の評価問題は私の範囲だろうと思っております。共通項目をしっかりとつかまえておいて、そのほか3分の1ぐらいは自由に各学校が入れてくださいという方向と、もう1つ、各学校に来年度の努力事項を出してもらいます。そして、その努力事項だけに関して評価するというのはあり得ます。一般的な評価だけを全部やらなくてはいけないかということはないのです。今年、うちの学校ではこういうことをやりたいということを出したとすれば、1年終わったときに、それがどうであったかという成果の評価でもいいのです。全体評価というのは、みんななれていないと思います。したがって、各学校が特別力を入れた項目に関しての自己評価をやらせていって、評価になれていくことが大事だと思います。いきなりさまざまな項目に関しての自己評価といっても、そんなにうまくいくものではありません。したがって、評価と

ということがごく当たり前で、毎年やるものであるということがいろいろなところでわかるようにしたいと思います。ですから、今どの程度のことをお考えかわかりませんが、多分、事業の評価だけではないでしょう。そうすると、1つの行事でもいいし、イベントでもいいし、あるいは、今年はこの学校ではこういうことをしたいということを申請してもらえばいい。それを1年たって、あるいは1学期たって、それぞれ評価してもらおうという評価になれていくことが必要だと思います。ぜひ項目は見せてください。

○ **義務教育課長**

昨年度のまとめと今年度は、進捗状況をできるだけお知らせするようにして、また、そこでご指導いただくような形で進めていきたいと思っています。

○ **五十嵐委員長**

統一したものではないけれども、長年、各学校では自己評価も一応やって、教育委員会に報告をするという、その辺が明確に法令で定まったという感じですね。

○ **井関委員**

時間の余裕がありませんが、本当ならば、それぞれがやっている自己評価ですらも、例えばこういう項目が抜けているのではないか、これはこういうふうにしたほうがいいのではないかというのは、こういう場で言われたほうがいいと思います。本当の手前みその自己評価になったら、実は評価になっていないことをやっているかもしれない。そういうのはここで知っておく必要があると思います。決して統制するとか、あるいは強制するとか、そういう意味では全くありませんで、何が行われているかをわからなければいけないと思います。

○ **五十嵐委員長**

それに伴った具体的な項目を教えてくださいたいと思います。それでは、他に質疑がないようですので、議案第3号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第4号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **教育政策課長**

資料は8ページから10ページになります。市川市幼児教育振興審議会条例第4条第1項第1号に定める委員のうち、本山委員は市川児童相談所を定年退職されたため、当審議会の委員を解嘱となり、欠員となりました1名の委員を選任し、委嘱する必要から提案させていただくものです。解嘱となりま

した第1号委員の学識経験者、本山芳男委員は、3月31日に市川児童相談所を定年退職されました。後任の市川児童相談所には高橋力所長が就任いたしましたので、当審議会委員として委嘱するものです。委嘱期間は、本委員会で議決のあった日から現委員の任期満了日、平成21年7月6日までの期間となります。委員の構成については10ページになっております。よろしくご審議のほどお願いします。以上です。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

幼児教育審議会は、今度はいつあるのでしょうか。

○ **教育政策課長**

5月22日を予定しております。

○ **五十嵐委員長**

わかりました。次に、議案第5号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **義務教育課長**

資料は11ページから13ページまでとなります。市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について、委員会の議決をお願いいたします。提案理由でございますが、市川市立小中学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち、次の委員について、人事異動及び関係団体の役員改選に伴い解嘱となりますので、新たに委員を委嘱するため、提案させていただくものでございます。解嘱委員は、2号委員、学識経験者のうち駿高治委員、市川市青少年相談員連絡協議会会長については、役員改選のため、推薦者変更によるものでございます。3号委員、市立小中学校長の尾崎明男委員、市川市立高谷中学校校長と4号委員、市長部局職員の佐藤尚美委員、街づくり部都市計画課課長については、人事異動によるものでございます。後任の委員は、2号委員には、市川市青少年相談員連絡協議会からご推薦いただきました石塚一典市川市青少年相談員連絡協議会会長でございます。3号委員には、市川市小中特別支援学校校長会連絡協議会からご推薦いただきました菅原繁市川市立高谷中学校校長でございます。4号委員には、市長部局職員で街づくり部からご承認、推薦いただきました田村恭通都市計画課課長でございます。委嘱期間は、本委員会で議決のあった日から前委員の残任期間である平成21年7月16日まででございます。以上でございます。

○ **宇田川委員**

地域によって通学区域が指定されているのですか。そこから越境で、他の

学校へ行くことはできるのですか。

○ **義務教育課長**

市川市は通学区域の弾力的な運営ということで、保護者からの申し出によって通学する指定校を変更するという制度を基本的にとっております。ただし、希望した学校が余りにも児童生徒数が大きくなりまして、施設設備上の問題がある場合は何らかの制限を加えている、あるいはしばらくの間はお断りするところも一部ございますが、基本的には弾力的な運営を行っております。

○ **宇田川委員**

その地域の人はこの学校が原則ですよという決め方にはなっているわけですね。

○ **義務教育課長**

なっております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第6号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱についてを議題いたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **教育センター所長**

資料は14ページから15ページでございます。提案の理由としましては、市川市心身障害児就学指導委員会条例第4条第1項に定める委員が任期満了となるため、条例第4条第2項の規定により、新たに委嘱するものであります。なお、委員の最高年齢は84歳、最低年齢は42歳、平均年齢は58歳で、女性の割合が13名中2名で、約15パーセントとなっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

1年間の審議件数は、どのくらいですか。

○ **教育センター所長**

一昨年度は234件、昨年度は193件だったと思います。ですから、200件前後を上下しながら推移しているところでございます。

○ **五十嵐委員長**

審議会は、年に10回ですか。20ケースくらいを審議するのですか。

○ **教育センター所長**

年10回、平均して約20ケースぐらいずつです。

○ **五十嵐委員長**

84歳の方は大変なのではないですか。

○ **教育センター所長**

最高齢の先生につきましては、心身ともにかくしゃくとされてはいるのですが、奥様が今年度からすべての役職から身を引かれるので、私も一緒に引きたいとおっしゃられまして、そこを曲げて、今年度1年間だけお願いをしたところでございます。したがいまして、来年度につきましては、そろそろ卒業させてほしいというお話を伺っているところでございます。

○ **西垣委員**

先生がもし来年やめられることになる、そのときになってあわてないように、1年をかけて、医師会に相談して決められるといいと思います。要望です。

○ **教育センター所長**

ご指摘のとおり、医師会長さんには既にお話を申し上げてありまして、1年間かけて後任の方を探していただく。医師会のほうからの推薦をいただいておりますので、手順としては、それを踏んでいきたいと考えております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第7号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **生涯学習振興課長**

お手元の資料16、17ページをご覧ください。市川市文化財保護審議会委員が平成20年5月10日をもちまして2年間の委員の任期が満了となるため、市川市文化財保護条例第47条の規定により、新たに10名の委員を委嘱するものでございます。これが提案理由でございます。委員はすべて学識経験者の中から委嘱することとなっておりますので、本日委嘱しようとする委員はすべて再任となっております。中には在任期間が長い委員もおりますけれども、分野として専門性が高いため、ほかに人材確保が困難な状況であることから、再任するものであります。なお、任期は任期満了の日の翌日の平成20年5月11日から2カ年となっております。委員の構成は男性7名、女性3名となっております。委員の平均年齢は68.7歳、平均の在任期間は15年8カ月となっております。以上でございます。

- **西垣委員**
最高齢の人は幾つですか。
- **生涯学習振興課長**
最高齢は 84 歳となっております。
- **五十嵐委員長**
その分野では新しい流れとかはなく、84 歳の方でも保護のほうで重要な任務として働かれていますか。
- **生涯学習振興課長**
84 歳ということで、確かに経験はありますので、審議会の中でご意見はかなりいただいております。
- **吉岡委員**
このメンバーに鳥類生態学と昆虫学の方がおりますが、これは文化財とどんなにかかわり合いがあるのですか。
- **生涯学習振興課長**
唐沢委員ですけれども、カラス博士と言われるぐらいで、カラスの生態が特に専門ですが、現在、市内での鳥類の指定候補はありませんけれども、状況によっては自然博物館とも相談しながら、指定して保護すべきものがあれば、唐沢委員のような専門の委員にご意見をいただいて審議を進める。唐沢委員は自然博物館の開館にもかかわられている先生ですので、7 年前に文化財保護審議会に入らせていただいて、どちらかという自然、天然系の知識をいただくという意味でございます。次の黒須詩子委員でございますけれども、昆虫部門で、うちのほうで指定文化財となっているのはトンボが 2 種類、ヒメアカネ、ヒヌマイトトンボがありますけれども、昆虫について審議するときに、黒須委員の直接の意見か、あるいは知っている方を紹介していただくとか、分類ごとの顔的なついで意見をいただけるような、そういう先生方の紹介をも期待しての分野別の選任という形をとっているつもりでございます。
- **五十嵐委員長**
他に質疑がないようですので、議案第 7 号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- **他の委員**
異議なし。
- **五十嵐委員長**
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 8 号 市川市博物館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。
- **考古博物館長**
18 ページから 20 ページとなります。本案は、市川市博物館協議会委員の委

嘱について、委員会の議決を求めるものでございます。提案理由については、市川市立博物館の設置及び管理に関する条例第8条に定める委員のうち、1名の委員の人事異動に伴い、新たに1名の委員の委嘱をお願いするものでございます。該当する委員については、19ページになります。第1号委員、学校教育関係者ですけれども、市川市立小中特別支援学校校長会の推薦委員の野崎俊二委員でありましたが、船橋市への転任により解嘱となります。また、後任の委員については、同様に推薦いただきまして、藤村忠夫国府台小学校校長を後任の候補者として提案するものでございます。なお、委嘱日は議決のあった日、補充の委員の任期は条例第8条第3項に基づき前委員の残任期間であります来年21年7月4日までとなります。また、新たな委員名簿については、20ページでございます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に移ります。(1)平成20年度市川市奨学生の決定について説明してください。

○ **就学支援課長**

資料は21ページになります。この奨学金の支給事業は、本市では昭和41年度に創設されたものでございます。高等学校、または高等専門学校に通学する生徒を対象として支給するものでございまして、支給額は国公立で月額8,000円、年間にしますと9万6,000円、私立では月額1万3,000円、年間にしますと15万6,000円となっております。4月30日に奨学生選考委員会を開催しまして、学力、家計の状況、人物等を総合的に判断していただき、選考結果の答申をいただきましたので、奨学生として決定いたしました。平成20年度の応募者数及び決定者数の状況については、応募者数が国公立88名、私立72名の合計160名でございまして、昨年度より13名多い応募者がおりました。これらの応募者については、奨学生選考委員会での選考の結果、奨学生として国公立を66名、私立を55名、合計121名を選考していただきました。また、補欠者としまして、同様に奨学生選考委員会にて国公立7名、私立7名、合計14名の順位をつけていただきまして決定いたしました。補欠者については、奨学生としての決定者のうち、年度の途中におきまして退学であるとか、あるいは市外転出であるとか、他の奨学金制度を利用することによって支給できなくなる該当者もおりますことから、そういうときに順番に支給するものでございます。以上でございます。

- **西垣委員**

継続というのはどういう意味ですか。
- **就学支援課長**

実際に19年度は1年生だとしましたら、1年生のときにもらっていて、今年度2年生になるときに続けて応募してきたということです。
- **西垣委員**

応募の数が違うということは、転校したとかということですか。
- **就学支援課長**

これは学力があつてということで、5段階表で3.0以上という基準を中であつておりますので、昨年度はもらえたのですけれども、今年度は5段階評価の合計の平均が2.9とか2.8に下がつたということで、学校長の推薦をもらえなかつたという方がいますので、若干変わってきます。また、家族の中でだれか働き始めた方がいれば、当然、世帯の収入で見ますので、そうすると2年目に継続とはいかなくなってくるケースが出てきます。
- **宇田川委員**

この奨学金はお金を借りて返さなくていいのですか。
- **就学支援課長**

奨学金制度ですけれども、自治体によっては貸し付けのところもありますし、市川市の場合は給付ですので、返さなくていい制度でございます。
- **宇田川委員**

これは、言うなれば学力がある一定の基準を満たして、市内に住んでいる方が申請して、収入が一定の基準内なら順位をつけて、給付していただけるということですか。
- **就学支援課長**

はい。
- **宇田川委員**

これはいい制度ですね。
- **就学支援課長**

この制度としては、要件として、市内に住んでいること、学力が優秀であるのに就学が経済的に非常に厳しいということの優先順位をつけてもらっているわけですので、学力だけではありません。今回の審議の内容についても、学力が非常に高く、枠に入っているのですけれども、余り困っていない方と、学力はぎりぎりだけど、生活が非常に困っているという方との選び方に、委員さんたちはすごく苦慮していたように思われました。
- **吉岡委員**

奨学金は月額8,000円で、学費はどのぐらいですか。
- **就学支援課長**

公立高校ですと、今9,900円です。

○ **吉岡委員**

この間、あるところで、学費や入学金を払っていないということで入学式に出さなかったのですね。そういうことと似たようなことが起こってしまうのではないかと思います。学校に出ていて、友だちもいて、だけど、自分の学校の成績が悪くなってしまったということだけで退学してしまうような人がいたら、ちょっと悲惨だという感じがします。

○ **五十嵐委員長**

次に、(2)「こころの劇場」について説明してください。

○ **指導課長**

資料は22、23ページでございます。市川市教育委員会、財団法人舞台芸術センター、劇団四季主催で2008年度「こころの劇場」と題しまして、劇団四季ミュージカル「人間になりたがった猫」を、5月26日月曜日に市川市文化会館において上演いたします。この「こころの劇場」は、児童を劇場に招待し、生命の尊重、友情と助け合い、生き抜くことの使命などについて、舞台から直接訴えかけ、道徳・情操教育に寄与するとともに、すぐれた演劇に触れるきっかけを与えることにより、市川市の教育計画「22の行動テーマ」の豊かな心を育成し、明日への活力を生み出すことを目指しているものでございます。費用については無料になります。現在、小学校4、5、6年生、1,281名が観劇予定でございます。以上でございます。

○ **吉岡委員**

自分自身もいろいろな演劇を見たり、映画を見たりして、こういう人になりたいなとか、そういうことを抱くわけですから、すごくいいことだと思うのですけれども、参加対象は、私は低学年から入れていいのではないかと思います。劇の意味がわかるかどうかはともかくとして、順応性のある時にいろいろな刺激を受けて、今、小学校1、2年でもミュージカルを見ている人はいっぱいいますし、もう少し年齢をおろしてもいいのではないかという感じがします。試みがすばらしいだけに、そのように思いました。

○ **指導課長**

その辺は参考にさせていただきます。今回は1時間50分の上演で、休憩が入って2時間という上演時間と、終わりますのが4時で、その後学校に帰るということから、低学年は避けたわけでございます。内容についても、劇団四季から、高学年向きでお願いしたいという要請もございましたので、考慮して、今回は4、5、6年生にさせていただいたわけですが、吉岡委員の意見も参考にさせていただきます。

○ **五十嵐委員長**

次に、(3)全国学力・学習状況調査について説明をしてください。

○ **指導課長**

4月22日に第2回目になりますけれども、小学校6年生と中学校3年生を

対象として実施いたしました。お手元に別紙資料として、小学校の国語と算数の主として「活用」に関する実際の問題例を用意いたしました。傾向としては、国語においては、新学習指導要領で一層力を入れて指導することがうたわれている多様な資料を読み取り、それをもとに思考し、自分の考えを文章表現する問題が出題されています。特に主として「活用」に関する問題では、読解力、思考力、判断力、表現力を総合的に使って解答していくような問題構成になっております。算数・数学においては、主として「知識」に関する問題では、学校の授業で扱う基本的な事項が出題されています。また、主として「活用」に関する問題では、複数の資料の中から必要な情報を比較整理し、筋道を立てて考え、説明をし、解答していくような問題構成となっております。参加等を含めました今後については、またご相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。また今年度の実施報告があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。次に、(4) 学校給食申込書の回収状況について説明をしてください。

○ **保健体育課長**

給食費未納問題の取り組み改善策の1つとして取り組んでまいりました学校給食申込書の回収状況についてご説明申し上げたいと思います。本日現在の申込書の回収状況ですけれども、長期欠席や、あるいは食物アレルギー、さらには宗教的な理由などで給食を停止している場合を除き、市内の約3万2,000名の児童生徒のうち10名が未提出という状況でございます。この10名の未提出の理由ですけれども、申込書の趣旨が十分伝わっていない、あるいは申込書提出の趣旨に反対の保護者も3名ほどおりますが、いずれも給食費は払って、給食は食べるとの意思表示を明らかにしていただいております。また、残りの7名につきましても、保護者との連絡がとれないことや、あるいは外国籍のために通訳を通して依頼中など、やむを得ない理由となるところでございます。最終的に、趣旨に反対し弁当を持参するといった家庭は1件もなく、宗教上、あるいはアレルギーの子どもたちを除く今回の申込書の導入によって弁当持参が出ることはありませんでした。つまり、3万2,000名の児童生徒すべてに給食を提供することができるという状況になっております。ただ、申込書については、申込書の中身が学校により定められた給食費の納入について適正に支払う、あるいは納入することを約束しますという文面の中で、保護者の名前を書いて捺印して申し込んでございますので、このとおりに全員が出してくれておりますが、問題は、年度末に未納ゼロになっているかどうかということが大きな問題になるのですが、意識の改善としては当初の目的は果たせたのではないかと考えております。以上でございます。

○ 吉岡委員

保護者が3名反対しているということですが、状況を教えてください。

○ 保健体育課長

現在、学校給食については市川市内3分の2の学校に未納の問題がありますが、3分の1の学校は完納です。ですから、完納の学校についても申込書を出していただくこととしましたので、この3名の保護者については、自分たちは今まで給食費は未納ではないのに、どうして今さら申込書を出させるのか、また、そんな約束をどうしてしなければいけないのかということで、私たちの趣旨をご理解いただけなかった。私どもの今回の趣旨は、学校給食法第6条にあります、設置自治体は施設とか調理員の人件費とか光熱費は負担します、そのかわりにかかる食材費については、保護者負担であるというところを改めて互いに認識しましょうという形で出したのですが、その辺のところは十分理解できなかったということで、結果的には、校長との話の中で、これまでどおり給食費は払いますので、給食はいただきますということで、解決しております。もうひとつのケースとしては、申込書は絶対に出さないと言われた保護者の方については、確認書と言葉を変えて、確認書なら出すということで提出されました。今回の給食申込書の提出については、先ほど申し上げましたアレルギーの子とか、そういった特別な事情の子どもたちを除いて、すべての家庭で申込書を出していただいたと解釈しております。おかげさまで、市内の児童生徒、約3万2,000名の子どもたちすべてに提供できる状況になったということでございます。

○ 吉岡委員

宗教上というのは、どういう宗教が拒否するのですか。

○ 保健体育課長

ほとんど牛肉とか、肉関係です。市川市には外国籍の子がかなり転入しておりますので、そういった面で申込書がとれないということです。それは事前に校長との中で、弁当持参となっておりますので、あえてその家庭には申込書はとっておりません。

○ 宇田川委員

前回、学力テストの公表で問題がありましたね。あれはどうなったのですか。

○ 指導課長

前回ご意見をいただいたとおりに、市の調査結果の概況、設問別調査結果については開示いたしました。学校別の調査結果、設問別調査結果については、一部開示拒否といたしました。学校別の数値については出しませんでした。理由としては、各学校の数値がわかることによって序列化、過度な競争が進むおそれがあり、教育委員会、学校等の事務または、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると同時に、特定の個人が識別され得る個人に関

する情報の公開ともなり、さらに文部科学省の実施要領等に違背する取扱いとなることによるものです。文部科学省の実施要領の中で、市町村教育委員会は、各学校の数値については各学校が公表しても、自治体としては公表しないことという配慮事項がございます。請求者については、市の結果を出したことについて、出てくるとは思っていなかったということで、市川市が市教委としてそういう判断をされたことはすばらしいというお話をされてきました。学校の結果について、請求拒否の理由を説明させていただきました。理解はできたとおっしゃいましたけれども、異議申立てをしますということで帰られました。4月20日と4月22日に開示と一部拒否ということでお話しさせていただいたのですが、現在のところ、まだ異議申立ては出ておりません。以上のような状況になっております。

○ 井関委員

先ほどの話の蒸し返しになって申しわけありませんが、評価問題です。自己評価をあちこちでやっていらっしゃるという話がありました。自己評価というのは、自分たちが勝手にやることではなく、組織の中に属している人たちが評価の主体になるという意味なのであって、自分たちが勝手に評価するのは自己評価ではありません。つまり、組織内部の者が評価の主体になっているとき、みずからみずからの組織を評価する、それは自己評価で、したがって、そのときには客観的な、どこかがつくった共通の評価項目でも構わないのです。自分たちが評価すれば自己評価です。そこを間違ったらいけないのと同時に、もう1つは、自己評価をおとりになっているのであれば、評価の基準となったもの、評価の目標となったものは何でしょう。評価というのは、必ず目的や目標があるから評価があるのです。なぜ評価しなければいけないかということは、企業の場合ですと、企業の使命と目標とを常に明確に公表しなさい、それに対して評価が出るのです。それは大学でも同じで、大学は今学年ないしは何学年かにわたって、こういう方式をしたいということをも明瞭にするから評価があるので、そうでなければ評価は成り立たない。ですから、内輪でちょっとやっていますというのは、評価ではないのです。その点をはっきりして、自己評価をしているのだったら、評価主体がだれであって、どういう目標に対して評価をし、どんな項目とどんな枠組みで評価したかということをおとりにならないと、それは世間に通用する評価ではないのです。評価問題が大きくなったということは、初めは企業から始まりました。自治体もみんなやっています。それは何かというと、はっきりその裏があるんです。組織として、使命は何なのか、目的は何なのか。組織が存在する理由としての対象者に対して、それを明確に示しているかどうかということが問われているのです。ですから、それが先です。それがあって初めて評価と出てくるのであって、ですから、評価は、自分の使命、目的を公表しなさい、みんなにはっきりと示しなさいという企業透明性が前提

です。それがいつの間にかどこかでゆがんでしまって、自分たちだけで評価すると評価みたいになってしまうけれども、そういうのを評価と必ずしも言うのではないのです。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございます。それでは、これをもちまして平成 20 年 5 月定例教育委員会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後 3 時 22 分閉会)